

VI. 採択基準及び負担区分

平成21年度新規採択事業地区適用

事業名	採 択 基 準	負担区分			備 考
		国	県	地元	
1. 国営かんがい排水事業	受益面積 3,000ha、末端 500ha 以上（施設のない場合、受益 1,000ha 以上、末端 100ha 以上）	2/3	協議	協議	基幹施設
2. 国営農業用水再編対策事業 （地域用水機能増進型）	<p>基幹的農業水利施設の更新にあたって、節水機能等の強化による農業用水の効率的利用や地域用水機能の高度化を図るための整備を併せて行う、末端 5ha まで一体的に整備する</p> <p>1) 節水システム 調整池、水路内チェックゲート、反復利用ポンプ等</p> <p>2) 地域用水機能増進システム 生活・防火用水施設、水質浄化システム、親水水路等</p> <p>受益面積：3,000ha 以上</p> <p>地域用水用件は次の①～③の全てを満たすものとする</p> <p>① 市町村、土地改良区の密接な連携を中心に県、県土連等も加えて構成される地域用水対策協議会を設置すること</p> <p>② 地域用水環境整備基本計画を定めること</p> <p>③ 当該地区で利用される農業用水量のうち地域用水としての機能が一定割合以上存在し、かつ一定割合以上増加すること等</p>	2/3 70	協議	協議	
3. かんがい排水事業	(1) 一般型（県営） 受益面積の 200ha 以上、末端 100ha 以上、(畑地受益 100ha 以上、末端 20ha 以上)	50	25	25	
	(2) 広域農業基盤緊急整備型（県営） 広域農業基盤緊急整備促進事業で設定された広域地域内で、かつ対象となる水利施設の支配面積の合計が 200ha 以上であり、末端支配面積が 5ha 以上				
	農業水利設備	50	25	25	
	末端支配面積が 100ha（※60ha）以上	45	未定	未定	
	末端支配面積が 100ha（※60ha）未満 5ha 以上	50	25	25	
	水管理改良施設等の新設又は変更	1/3	未定	未定	
農業水利施設修繕保全					
※（ ）は、経営体育成基盤整備事業等区画整理を含む事業に関連して行われるものであって市町村が策定する生産調整推進実施計画に即した営農計画が策定されている地区に適用					
(3) 農業用水再編対策事業（県営） 受益面積 200ha 以上、末端 5ha 以上（管水路は末端支配面積の制限なし） 農振農用地区域 100ha 以上含むこと 再編水量が 0.5m ³ /S 以上又は比率が 10%以上であること	50	25	25		
(4) 農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）（県営） 受益面積 200ha 以上、末端 5ha 以上 存在要件 10%以上、増進要件 5%以上（地域用水機能増進事業と併せ行う場合は 10%以上）	50	25	25		
(5) 地域用水機能増進事業（団体営） 存在要件 10%以上、増進要件 5%以上（農業用水再編対策事業・地域用水機能増進型と併せ行う場合は比率が 10%以上）	50	20	30		
(6) 農業水利施設緊急更新整備事業（県営） 県営土地改良事業により建設された頭首工、用排水機場、分水工等の点的施設を全面的に改修するもので、施設規模の大幅な変更がないもの。受益面積 200ha 以上かつ末端支配面積 100ha 以上	50	未定	未定		

事業名	採 択 基 準	負担区分			備 考
		国	県	地元	
	(7) 新農業水利システム保全対策				
	① 新農業水利システム保全対策事業 内容： 地域水田農業ビジョンの実現に向けて担い手中心に省力化を図るため農業水利システムの再構築をモデル的に実施するための支援事業 事業主体：県、市町村、土地改良区等 ・ 水利地域水田農業ビジョンが策定されていること、 ・ 地域水田農業ビジョンと整合が保たれた農業水利システム保全計画の策定が確実と見込まれること ・ 20ha（中山間地域 10ha）以上の受益面積の合計が 100ha（中山間地域 60ha）以上 a. 農業水利システム保全計画策定事業（ソフト事業） 水利施設の機能診断、水利用と水管理にあり方の検討により農業水利システム保全計画を作成する b. 管理省力化施設整備事業（セミハード事業） 省力化のための除塵機の設置、分土工の自動化等 畑地化のための調整池の設置等	50	25	25	
	② 新農業水利システム保全整備事業（県営） 内容： 地域水田農業ビジョンに則して水利地域水田農業ビジョンが作成されその実現に資するために実施する a 又は b の事業 a. 水管理自動化施設、パイプライン、分水施設、揚水機場、除塵機等の省力化施設の更新・整備 b. 基幹的水利施設の更新・整備 a の受益面積： 200ha 以上、末端支配面積 100ha 以上但し、「農業水利システム保全計画」の策定が確実と見込まれる地域にあつては、末端支配面積 10ha 以上まで 末端地域における施設整備については可能な限り直営施工方式を推進 b. の受益面積： 200ha 以上、末端支配面積 100ha 以上但し a と一体的に実施する	50	未定	未定	
(8) 地域水田農業支援排水対策特別事業（県営） 内容： a. 麦・大豆・飼料作物等の転作物を取り入れた水田農業の確立のため排水機場、排水樋門、排水路等の新設又は改修 b. a と附帯して行うことが相当であると認められる用水路、区画整理、客土、暗渠排水及び特認事業 採択要件： a. 地域水田農業ビジョンが定められており、水田の利活用に向けた方向性が盛り込まれていること b. 受益地が原則として次のいずれかに該当するものであり、かつア又はイに該当する水田面積が、受益地内のおおむね 50%以上であること ア. 降雨時において、排水機、排水樋門、排水路等の排水施設の能力が十分でないため湛水を来たす水田 イ. 常時地下水位が高い水田 ウ. ア又はイの水田と一体的に整備することが必要な水田 受益面積： 20ha 以上末端支配面積要件 5ha 以上	50	25	25		

事業名	採 択 基 準	負担区分			備 考
		国	県	地元	
	<p>(9) 水利区域内農地集積促進整備事業</p> <p>内容：</p> <p>a. 基幹的な用排水施設の整備事業（国・県営かんがい排水事業）と組み合わせて末端整備及び担い手への農地集積等を実施</p> <p>b. 基幹工種：農業用排水施設 選択工種：区画整理、暗渠排水、客土</p> <p>c. 関連支援；土地利用調整事業、高度経営体集積促進事業、耕地利用高度化推進事業</p> <p>採択要件：</p> <p>a. 基幹工種の農業用排水施設は国営・県営かんがい排水事業で整備する施設と連続性を持ったものであること</p> <p>b. 選択工種を実施する農地は基幹事業の受益農地であること</p> <p>c. 基幹事業は、本事業の採択年度において実施中の事業であること</p> <p>d. 受益面積の合計が20ha以上であること（末端0ha）</p> <p>e. 事業区域において、事業完了時までに担い手への農地の面的集積または利用集積が一定以上増加すること</p>	50	未定	未定	平成21年度より 地域水田農業支援排水対策特別事業(米政策即応型)より移行
4. 基幹水利施設ストックマネジメント事業	<p>国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成された基幹的な農業水利施設の有効活用を図り効率的な機能保全対策を推進するため、施設の劣化状況を調べる「機能診断」を行い、機能診断の結果に基づき施設の機能を保全するために必要な対策方法を定めた「機能保全計画」に基づく「対策工事等」を一貫して行い、予防保全の実施により、ライフサイクルコストの低減と施設の信頼性の向上、施設管理の合理性を図る。併せて、突発的な事故に対しても「緊急補修工事等」の措置を講じ、施設の機能を効率的に保全する。</p> <p>1. 機能保全計画</p> <p>①施設現況調査(構造物の環境条件、変状、使用状況等)の概要及び結果</p> <p>②施設の機能診断(劣化の度合いの測定等)の概要及び結果</p> <p>③劣化原因の究明のための構造物の監視</p> <p>④機能保全対策(対策工法、対策時期、対策概略費)</p> <p>2. 対策工事</p> <p>①受益面積A=100ha以上の大規模な基幹水利施設の整備補修は、(法事業)</p> <p>②小規模な基幹水利施設の整備補修は、(要綱事業)</p> <p>3. 緊急補修工事等の対策</p> <p>①現地仮復旧</p> <p>②機能回復を行う緊急補修工事</p> <p>4. 事業主体</p> <p>①機能保全計画の策定 県</p> <p>②対策工事 県</p>	50	25	25	平成19年より ・農業水利保全対策事業 ・国営造成水利保全対策事業 ・基幹水利施設補修事業の統合がなされた
5. 地域農業水利施設ストックマネジメント事業	<p>団体営事業等により造成された農業水利施設(基幹水利ストックマネジメント対象外の施設)について、耐用年数を経過するものが今後急速に増加する見通しである。これらの施設の機能を保全する手法については、全面的な改築だけでなく、部分的な更新や予防保全といった手法の中から適切な手段を選択することが必要である。このため、施設の診断に基づく劣化状況等を評価し、これに基づき決め細かな対策を実施し、施設の機能を効率的に保全する。</p> <p>1. 地域農業水利施設保全対策実施方針の策定</p> <p>①基幹水利ストックマネジメント事業対象外の施設を対象とする。</p> <p>②土地改良事業団体連合会が有する知見を活用しつつ、都道府県が市町村や土地改良区と調整の上、地域農業水利施設保全対策実施方針を策定する。</p> <p>2. 機能保全計画の策定(受益面積100ha以上)</p> <p>予防的な対策が有効であると見込まれる施設を対象に、機能診断を実施し、機能保全計画を策定する。</p> <p>3. 対策工事の実施</p> <p>実施方針及び機能保全計画に基づき対策工事を実施する。</p> <p>4. 緊急補修工事等の対策</p> <p>突発的な事故に対する緊急工事を実施する(事後保全)。</p> <p>5. スtockマネジメントに関する技術指導等</p> <p>Stockマネジメントを推進するために必要な考え方や技術、安全管理等に関する指導等を行う。</p>				

事業名	採 択 基 準	負担区分			備 考
		国	県	地元	
	6. 事業主体 ①地域農業水利施設保全対策実施方針の策定 県 ②機能保全計画、対策工事 管理主体 ③技術指導等 土地改良次号団体連合会	50	未定	未定	平成20年より市町村、改良区(実施方針策定 県、技術指導等土連)
6. 地域水ネットワーク再生事業	防火用水、消流雪用水、環境用水等の新たな用水を取得し、併せて水質を浄化するための施設整備や用水の利活用に必要な施設整備を実施する 事業内容 ①新たな用水の取得に係る調査、調整、施設整備 ②①と併せ行う水質浄化施設整備 ③①と併せ行う利活用に必要な施設整備	50	未定	未定	県、市町村、土地改良区
7. 地域用水環境整備事業	(1)地域用水環境整備型 水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保管理または整備と一体的に行う環境整備、事業費5千万円以上 ・ 親水、景観保全施設 親水護岸、遊水施設、せせらぎ水路 ・ 生体保全施設 蛍ブロック、魚巣ブロック、草生水路 ・ 利用保全施設 ベンチ、バーゴラ、緑化、便所、水飲場、休憩所、散歩道、案内板、安全施設等 ・ 小水力発電のための施設整備（新設・更新）及び導入支援 ・ 特定施設 また、特に必要とする場合にあっては次の施設の整備単独で行うことが出来る。 水路、ため池等の農業水利施設に付帯する防災用施設の整備 ・ 防災機能代替施設整備 防火水槽、吸水樹、給水栓等の施設整備 ・ アクセス施設整備 水路周辺の整備 ・ 特認事業 ・ 事業費3千万円以上	50	25	25	
	(2)歴史的施設保全型 歴史的文化財として意義のある土地改良施設の維持又は向上及び安全性の確保のために緊急に必要な補強工事、一体的に整備が必要な施設の整備並びに維持補修技術の習得等。 歴史まちづくり法の維持向上計画で位置づけされた施設を対象とする。 ・ 受益面積 20ha 以上（一連の群として関連性を持った復習の施設の支配面積の合計） ・ 事業費3千万円以上（ため池は8百万円以上）	50	25	25	
8. 畑地帯総合整備事業	① 担い手育成型 ・ 活性化計画及び集積促進整備計画が樹立されている畑地帯であること ・ 農業生産基盤整備事業、生産・集落環整備事業、交換分合事業 ・ 農業用排水施設、農道、区画整理のいずれかを行うこと ・ 上記の受益面積の合計が20ha以上 ・ 農用地の利用集積を一定要件以上図ることが確実なこと	50	30	20	
	② 担い手支援型 ・ 農業生産基盤整備事業、生産・集落環整備事業、交換分合事業 ・ 農業用排水施設、農道、区画整理のいずれかを行うこと ・ 上記の受益面積の合計が30ha以上 ・ 担い手が受益農家に占める割合又は担い手の経営面積が受益面積に占める割合が10%以上 ・ 受益農家のうち3戸以上が担い手であること	50	30	20	

事業名	採 択 基 準	負担区分			備 考
		国	県	地元	
9. 経営体育成基盤整備事業	<p>経営体育成基盤整備事業 (一般型) 地域における経営体の育成状況、農地利用集積の状況、農地の整備状況、等を踏まえ、必要となる土地改良事業を総合的・一体的に実施する</p> <p>事業内容</p> <p>①農業生産基盤整備事業 次に掲げるア～オの事業のうち2以上(アは単独でも可)の事業 ア 区画整理 イ 暗渠排水 ウ 農業用排水施設 エ 客土 オ 農道</p> <p>②農業生産基盤整備附帯事業</p> <p>③農村生活環境基盤整備事業</p> <p>④農業経営高度化支援事業 (1)高度土地利用調整事業(指導事業、調査・調整事業) (2)ア 高度経営体集積促進事業 イ 特定高度経営体集積促進事業 (3)耕地利用高度化推進事業</p> <p>⑤特認事業</p> <p>採択要件</p> <p>① 受益面積:20ha以上 ② 「基盤整備関連経営体育成等促進計画」の作成 ③ 認定農業者及び担い手農地利用集積率の一定割合以上の増加等</p> <p>(面的集積型)</p>	50	30 (35) <30>	20 (15) <25>	()は、旧県営ほ場整備事業及び広域農業基盤緊急整備促進事業 < >は、旧土地改良総合整備事業(一般型)
	<p>事業実施を契機として、面的なまとまりを重視した担い手への農地の利用集積を図る</p> <p>事業内容</p> <p>①農業生産基盤整備事業 次に掲げるア～オの事業のうち2以上(ア、イは単独でも可)の事業 ア 区画整理 イ 暗渠排水 ウ 農業用排水施設 エ 客土 オ 農道</p> <p>②農業生産基盤整備附帯事業</p> <p>③農村生活環境基盤整備事業</p> <p>④農業経営高度化支援事業 (1)高度土地利用調整事業(指導事業、調査・調整事業) (2)高度経営体面的集積促進事業 (3)耕地利用高度化推進事業</p> <p>⑤特認事業</p> <p>採択要件</p> <p>① 受益面積:20ha以上(営農上まとまりのある一定区域の合計が60ha以上であれば、その範囲内で受益を設定することも可) ② 面的集積を促進する計画の作成 ③ 完了時において、担い手への面的集積率が一定以上向</p> <p>(農業生産法人等育成型)</p>	50 (55)	未定	未定	(旧)農地集積加速化基盤整備事業 ()中山間等
	<p>農業生産法人等の育成及び農地利用集積を図る</p> <p>事業内容及び採択要件は省略</p>	50 (55)	未定	未定	(旧)農業生産法人等緊急整備事業 ()中山間等
<p>集落営農育成基盤整備事業 基盤整備を契機として集落営農を育成するため、必要となる土地改良事業を総合的・一体的に実施する</p> <p>事業内容</p> <p>①農業生産基盤整備事業 次に掲げるア～オの事業のうち2以上(アは単独でも可)の事業 ア 区画整理 イ 暗渠排水 ウ 農業用排水施設 エ 客土 オ 農道</p> <p>②農業生産基盤整備附帯事業</p> <p>③農村生活環境基盤整備事業</p> <p>④農業経営高度化支援事業</p> <p>⑤特認事業</p>	50	30	20		

事業名	採 択 基 準	負担区分			備 考
		国	県	地元	
	採択要件 ① 受益面積：20ha 以上 ② 「基盤整備関連経営体育成等促進計画」の作成 ③ 集落営農への農地の集積が一定以上となること				
10. 経営体育成促進事業	経営体育成基盤整備事業等の実施を契機として、担い手への農地集積を促進するとともに、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を図る。 ・認定農業者の一定割合以上の増加等 ① 担い手育成農地集積事業 対象ハード事業の農家負担分の6分の5以内（ただし事業費の10%以内）を限度として無利子資金を融資する。 ② 基盤整備関連流動化推進事業	対象事業の年度事業費の10%以内（ただし、対象事業の年度事業費の12%以下の場合は5/6以内）			
11. 耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業	耕作放棄地が発生している未整備地区での整備、整備済地区での簡易な整備を実施するとともに、当該農地における長期の活用を義務付けること等により、耕作放棄地の解消・発生防止を図る 事業内容 ①農業生産基盤整備事業 ア 区画整理 イ 暗渠排水 ウ 農業用排水施設 エ 農道 オ 客土 カ 農用地造成 ②農業生産基盤整備附帯事業 ③農村生活環境基盤整備事業 ④耕作放棄地解消支援事業 (1)指導事業 (2)調査・調整事業 ⑤耕作放棄地解消・集積促進事業 ⑥耕作放棄地活用推進事業 ⑦特認事業 採択要件 ① 受益面積:20ha 以上(営農上まとまりのある一定区域の合計が60ha 以上であれば、その範囲内で受益を設定することも可) ② 耕作放棄地解消等基盤整備基本構想を策定すること(整備対象となる耕作放棄地に長期の活用を義務付けること) ③ 耕作放棄地を一定割合以上含むこと	50 (55)	未定	未定	()は中山間等
12. 地域開発関連整備事業	(土地利用秩序形成型) ・受益面積20ha 以上 ・土地利用調整計画に従い実施するもので創設非農用地が次のいずれかに 該当するもの ア) 合計面積がおおむね2ha 以上 イ) 公用・公共施設用地として使用 ウ) 企業作業場におおむね5世帯以上の雇用、その割合が50%以上 エ) おおむね5世帯以上のための共同作業施設用地として使用 オ) 環境保全林、遊水地等の用地として使用高付加価値農業振興計画に従い実施するもの カ) 高付加価値農業を営む中核農家が5戸以上 特認事業 ・おおむね60ha 以上 ・地方農政局長が特に必要と認めれば場整備事業	45	30	25	
		未定	未定	未定	

事業名	採 択 基 準	負担区分			備 考
		国	県	地元	
13. 地域整備関連総合整備事業	(地域整備関連促進型) 農村地域工業等導入促進法、総合保養地域整備法等に基づく指定地域を対象として、①～④までのいずれかの事業と①～⑫までの事業を地域の実情に応じて一体的に実施する。 県 営：受益面積 20ha 以上 団体営：受益面積 10ha 以上 (工種区分) ①区画整理 ②農道 ③かんがい排水 ④暗渠・土層改良 ⑤交換分合 ⑥営農飲雑用水 ⑦営農施設移転撤去 ⑧集落道 ⑨用地整備 ⑩集落防災安全施設 ⑪水辺環境施設 ⑫特認	45 (55)	27.5 (30)	27.5 (15)	県 営 団体営 () 特殊地域 過疎、山振 急傾斜、 半島、特 定農山村
		50 (55)	20	30 (25)	
14. 県営農道整備事業	(1) 広域営農団地農道整備事業 (地域再生基盤強化交付金、道整備交付金で実施するものも含む) 広域営農団地の基幹となる農道の新設若しくは改良又はこれらと併せ行う用地整備、駐車場整備、ライフライン収容施設整備若しくは生態系保全施設整備を行うものであって下記条件を満たすもの。 ・一般 受益面積 1,000ha 以上、延長 10km 以上、車道幅員 5.0m 以上、総事業費 20 億円以上 ・特殊地域 (振興山村、過疎地域、半島振興) 受益面積 300ha 以上、延長 5km 以上、車道幅員 4.0m 以上	50	35	15	
		50	50	0	
	(2) 一般農道整備事業 農道の新設若しくは改良又はこれらと併せ行う用地整備、駐車場整備、ライフライン収容施設整備若しくは生態系保全施設整備を行うものであって下記の条件を満たすもの。 ・ 新設・改良 (一般) 受益面積 50ha 以上、延長 1km 以上、全幅員 4.5m 以上 (基幹指定)、総事業費 5 千万円以上 ・ 特殊地域 (振興山村、過疎地域、半島振興) 受益面積 30ha 以上、延長 800m 以上、全幅員 4.0m 以上 ・ 樹園地、畑地帯、田畑輪換農道の新設・改良 ア 延長及び全幅員が一般及び特殊地域の条件に適合する幹線農道 イ 全幅員がおおむね 3メートル以上である支線農道 ウ 全幅員がおおむね 2メートル以上である末端耕作道 エ 総延長がおおむね 500メートル以上である軌道等運搬施設 (樹園地) ・ 生産条件が不利な集落を結ぶ農道 (集落間) ア 農道本体のみの場合 (おおむね下記条件を満たすもの) 受益面積 30ha 以上、延長 800m 以上、全幅員 4.0m 以上 イ 付帯整備を併せて行う場合 農業集落道整備、農村交通基盤整備	50	未定	未定	集落間農道
		50	50	-	
		50	未定	未定	
		50	未定	未定	
	(3) 基幹農道整備事業 農業生産の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るための重要な路線の農道の新設若しくは改良又はこれらと併せて行う用地整備、駐車場整備、ライフライン収容施設整備、並びに生態系保全施設整備であって下記の条件を満たすもの。 ・一般 受益面積 50ha 以上、車道幅員 4.0m 以上、総事業費 1 億円以上 ・特殊地域 (振興山村、過疎地域、半島振興) 受益面積 30ha 以上、車道幅員 3m 以上	50	未定	未定	
		50	未定	未定	
	(4) 農道環境整備事業 ・ 既設農道の環境整備対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を目的とする整備を行うものであって下記の条件を持たすもの。 受益面積 50ha 以上、総事業費 30 百万円以上	45	35	20	広域関連
		45	未定	未定	
(5) 農道保全対策事業 ・ 既設農道の機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を目的とする整備を行うものであって下記の条件を持たすもの。 受益面積 50ha 以上、総事業費 30 百万円以上	45	未定	未定		

事業名	採 択 基 準	負担区分			備 考
		国	県	地元	
15. ふるさと緊急農道整備事業	受益面積 10ha 以上、全幅員 4m 市町村が管理するもの	— —	50 —	50 100	県営 市町村(単独)
16. 農業集落排水資源循環統合補助事業 (汚水処理施設整備 交付金、村づくり 交付金で実施する ものも含む)	用排水の水質保全、機能維持、農村生活環境の改善を図る。 受益戸数 20 戸以上	50	10	40	千葉市のみ 県 0%、地元 50%
17. 低コスト型農業集落排水施設更新支援事業	○ 既存施設の機能診断を通じ、市町村内の全施設を対象とした最適整備構想の策定について検討を行う。 ・既存施設を有効利用すると認められるものであって、施設機能の向上を主な目的としないものであること。 ・当該市町村内に整備された農業集落排水施設であって、3 以上の施設を対象とするものであること。	定額	—	—	
18. 農村振興総合整備事業	取り組むべき課題(テーマ)を設定し、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施する。 (1) 高齢者福祉基盤整備 福祉施設用地の整備、集落歩道の復員の拡大及び公共施設のバリアフリー化を促進するとともに、生きがい農園等の整備を総合的に実施する。 (2) 田園居住空間整備 ほ場整備等により非農用地を創出し、宅地供給を推進するとともに、市民農園、緑地空間及び水辺空間等の整備を総合的に実施する。 (3) 地域資源循環管理 有機性資源等の循環利用を推進するためのリサイクル基盤を整備するため、たい肥化施設等を整備するとともに、水辺環境、緑地空間の整備を総合的に実施する。 (4) 地域環境整備 水辺環境や緑地環境のネットワークの形成等、自然環境や農村景観の保全・復元に配慮した整備を総合的に実施する。 (5) 地域伝統文化基盤整備 歴史的な農業水利施設及び伝統的な農村景観の保全・復元に配慮した整備を総合的に実施する。 (6) 農村基盤整備 農業生産の基盤の整備及びこれと関連をもつ農村の基礎的な生活環境の整備を総合的に実施する。 総合整備事業等で実施する工種及び内容は下記のとおり ① 農業生産基盤整備 ほ場整備、農業用排水施設整備、農道整備、農用地開発、鳥獣侵入防止施設整備、農用地の改良又は保全、農用地管理保全 ② 農村生活環境基盤整備 農業集落道、営農飲雑用水施設、農業集落排水施設、農業施設等用地整備、集落防災安全施設、自然環境・生態系保全施設、地域資源活用施設、施設補強整備、住民参加促進環境整備、地域農業活動拠点施設、集落農園整備、情報基盤施設、施設環境整備、歴史的土改施設保全整備、集落土地基盤整備 ③ 特認事業	50	30・25	20・25	県営(テーマによる)

事業名	採 択 基 準	負担区分			備 考
		国	県	地元	
19. 田園整備事業	農業・農村の有する多面的機能を発揮し、農村の伝統文化に視点を置いた田園空間としてとらえ、魅力ある田園空間整備を行う。 総事業費が200百万円以上であること。 ① 公共施設用地の整備 ② 田園空間博物館の整備 ③ 特認事業 ④ 田園交流基盤の整備	50	25	25	県営
20. 農地開発事業	未墾地から農地を造成し、併せて用排水施設、道路等を整備する。 ① 県 営 農地造成面積40ha以上	50	32.5	17.5	総合補助率 の場合は適 用外
21. 水田転換特別対策事業	水田を畑等の地目に転換し、農地を造成する。 ① 県 営：受益面積40ha以上、転換率80%以上	50	40	10	
22. 中山間地域総合整備事業	農業生産基盤・農村生活環境基盤を総合的に整備し、高付加価値農業の展開と定住条件を整備する。農業生産基盤を実施する地域は、林野率50%以上かつ傾斜1/100以上の農用地が地域の50%以上 ア) 一般型事業 農業生産基盤と農村生活環境等を一体的に整備 県 営 農業生産基盤整備事業のうち2以上の受益面積が60ha以上 団体営 " 20ha以上 イ) 生産基盤型事業 農業生産基盤整備のみを実施する。 県 営 生産基盤整備の受益面積が20ha以上(ほ場10ha以上含む) 団体営 " 10ha以上(ほ場10ha以上含む) ウ) 生活環境型事業 農村生活環境整備のみを実施する。 事業内容 ① 農業生産基盤整備 農業用排水施設整備、農道整備、ほ場整備、農用地開発、農地防災、客土、暗渠排水、鳥獣侵入防止柵整備、農用地の改良または保全 ② 農村生活環境整備 農業集落道整備、営農飲雑用水施設整備、農業集落排水施設整備、農業集落防災安全施設整備、用地整備、活性化施設整備、集落環境管理施設整備、交流施設基盤整備、情報基盤施設整備、市民農園等整備、生態系保全施設等整備、交換分合 ③ 特認事業	55	30	15	過疎・山村・ 半島・特定農 山村に指定 を受けた市 町村 団体営の県 補助率は未 定
23. 農地環境整備事業	耕作放棄地が介在する地域において、営農を継続し生産性向上を図る区域(生産区域)と営農の再開が見込めない区域(保全管理区域)に区分し、耕作放棄に伴う悪影響の除去又は耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境保全と、優良農地の生産性向上を図るための整備を一体的に行う 事業内容 ・生産区域：区画整理、水田転換、農業用排水施設整備、農地保全、農道整備、暗渠排水、鳥獣進入防止施設整備 ・保全管理：用地整備、市民農園等整備、生態系保全施設整備、鳥獣害総合区域 対策、遊水池整備、高付加価値農業基盤整備、附帯事業 等 採択要件 ・農地環境整備計画(市町村)、農地環境整備事業実施計画(事業主体)の作成 (1)一般型 生産区域の面積割合が7割程度確保できること 生産区域の受益面積10ha以上 (2)緊急耕作放棄地特別対策型(採択期間：平成21年度～平成23年度) 生産区域の面積割合が5割程度確保できること 生産区域と保全管理区域を合わせた面積が10ha以上 事業主体 都道府県、市町村	55	未定	未定	過疎・山村・ 半島・特定農 山村に指定 を受けた市 町村

事業名	採 択 基 準	負担区分			備 考
		国	県	地元	
25. 中山間地域総合農地防災事業	<p>① 中山間地域のうち、次に掲げる要件をいずれか満たす地域を含む市町村</p> <p>ア 傾斜度が1/20以上の水田面積が当該市町村の全体水田面積の50%以上</p> <p>イ 傾斜度が8度以上の畑面積が当該市町村の全体畑面積の50%以上</p> <p>ウ 地すべり等防止法第3条第1項の規定に基づき指定された地すべり防止区域、地すべり防止区域指定の必要がある地すべりの危険地が存すること</p> <p>② ア. 農業用ため池又は農業用排水施設 イ. 農地保全上必要な土留工その他の施設、暗渠排水または整地 ウ. ア及びイと併せて行う農地防災施設 エ. 管理用道路等 オ. その他地域の実情に応じた必要な施設</p> <p>③ 受益面積 10ha以上</p>	県営 55 団体営 55	未定 未定	未定 未定	
26. ため池等整備事業	<p>(1) ため池等整備工事（一般型）（都市型緊急整備事業） 従来の老朽ため池整備、危険ため池、緊急ため池を含む</p> <p>・大規模 受益面積 100ha以上（中山間は70ha以上） 事業費 8千万円以上（中山間は3千万円以上） 規 模 堤高10m以上又は10万m³以上 （中山間は10m以上又は5万m³以上）</p> <p>・小規模 受益面積 5ha以上* 事業費 8百万円以上</p> <p>ため池の堤体、洪水吐、取水施設、浚渫工事、水質浄化 併せ行うため池利活用保全整備工事</p>	55	未定	未定	H9 一般に統合 H12再編成
	<p>(2) ため池等整備工事（特別対策型） ため池再編統合整備計画に基づき実施する複数のため池の統合整備 中山間地域の旧農業用ため池の廃止、変更 併せ行うため池利活用保全整備工事 受益面積 10ha以上（中山間は5ha以上） 事業費 8百万円以上</p>	50	29	21	*県全域が地震防災地域
	<p>(3) ため池水質改善工事 地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善する</p>	50	未定	未定	H12再編成
	<p>(4) 用排水施設整備工事 施設の自然的・社会的状況の変化等に対応して早急用排水施設を補強及び改修し、農地、農業用施設、公共施設等の災害を未然に防止する。 併せ行う用排水施設等利活用保全整備工事</p> <p>・大規模 受益面積 400ha以上（中山間は200ha以上） 事業費 8千万円以上（中山間は3千万円以上）</p> <p>・小規模 受益面積 20ha以上 事業費 8百万円以上 土砂崩壊防止 5ha以上、8百万円以上</p> <p>対象施設：頭首工、樋門、用排水機場、水路など</p>	55	未定	未定	H9統合 H12再編成
	<p>(5) 湖岸堤防工事 池、沼または湖に隣接する農地を直接外水から保全するために行う堤防、樋門の新設、変更等 併せ行う用排水施設等利活用整備工事 受益面積 20ha以上 事業費 8百万円以上</p>	50	35	15	H12再編成
	<p>(6) ため池等農地災害危機管理対策事業 緊急的に必要なハード整備 ハザードマップ作成支援 以下のいずれかで、農地災害危機管理対策計画が策定されていること ・被害予想面積10ha以上（中山間は5ha以上）の地域 ・決壊時の災害危険度、周辺の影響度が著しく大きい施設</p>	50	未定	未定	
	<p>(7) ため池緊急防災対策事業 人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高い農業用又は旧農業用ため池を対象として計画的に防災対策を推進するために行う調査及び当該ため池の諸元等の詳細情報の整備 貯水量 1000m³以上</p>	50	未定	未定	H12再編成

事業名	採 択 基 準	負担区分			備 考
		国	県	地元	
27. 農業用河川工作物 応急対策事業	<p>知事管理河川以上の河川工作物について、整備補強などの改善措置により、洪水からの安全を確保する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模 受益面積 規定なし 事業費 1億円以上 ・小規模 [5千万円以上] 受益面積 規定なし [5千万円未満] 事業費 8百万円以上 <p>河川管理施設等構造令に照らし、治水機能が劣っているため、河川管理者から改善要求等が出された施設であること。 対象施設：頭首工、樋門、樋管、橋梁など</p> <p>(県営応急対策) (許可工作物の管理者 1/2 河川管理者 1/2)</p>	55 50 50	37 42 32	8 8 18	補助残については地方公共団体が負担するよう努める
28. 地域ため池総合整備事業	<p>地域ため池総合整備計画が策定見込みであって、ため池改修が少なくとも1箇所以上で行われること。総事業費がおおむね3,000万円</p> <p>① 調査計画事業 ② 総合整備事業</p>	50 50 (55)	未定 未定	未定 未定	()は、中山間地域
29. ため池等緊急整備事業 (県単独)	<p>老朽化したため、緊急に整備を要するため池について改修し、安全を確保する (国庫補助事業対象外)</p> <p>受益面積 おおむね2～5ha 事業費 3百万円以上</p>	—	50	50	
30. 湛水防除事業	<p>土地改良事業により整備された排水施設が耐用年数以内に立地条件の変化等により排水機能が低下したものについて機能を回復する。</p> <p>① 排水施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模 受益面積 400ha以上 事業費 5億円以上 ・小規模 受益面積 30ha以上 事業費 5千万円以上 <p>対象施設：排水機場、排水樋門、排水路など</p> <hr/> <p>② 排水管理施設整備 同一水系の排水管理の一元化のための施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模 受益面積 1000ha以上 ・小規模 受益面積 100ha以上 <hr/> <p>③ 湛水防除施設改修 ①により整備された施設の耐用年数を超えた後に行う変更改善工事 採択条件は①と同じ</p>	55 50 50	40 (45) 40 (45) 35 (40)	5 (—) 10 (5) 15 (10)	()は平成15年度以前採択 基幹 その他
31. 地すべり対策事業	<p>地すべり防止工事 「地すべり等防止法」に基づく指定区域内において、地すべり活動の防止又は抑制する工事を行う 事業費 7千万円以上</p>	50	50	—	
32. 地すべり対策事業 (県単独)	<p>地すべり指定区域内において、国庫補助事業の対象にならないもので、早急に対策を講じ保全する必要のある工事</p>	—	100	—	

事業名	採 択 基 準	負担区分			備 考
		国	県	地元	
33. 水質保全対策事業	(一般型) 「水質汚濁防止法」に規定する公共用水域において、水質汚濁による農業被害を解消するための整備				
	① 水質保全対策工事				
	ア 農業用排水施設の新設又は改修	50	35	15	
	・ 県 営 受益面積 20ha 以上	50	30	20	
	・ 団体営 受益面積 10ha 以上	50	30	20	
	イ 上記と併せて行う客土				
	② 周辺水質改善工事	50	未定	未定	
	上記と併せて行う周辺の環境保全及び利活用のための施設の新設又は改修				
	水質浄化施設、浚渫、排水路及びため池など (指定湖沼対策促進型)				
	「湖沼水質保全特別措置法」に基づく指定湖沼の流出水対策地区において、農業用排水路等から指定湖沼への排水の水質浄化を図り、水資源の総合的な保全に資することを目的とした整備				
① 水質保全施設整備	50	未定	未定		
ア 水生生物等を利用した水質浄化を行うための施設整備					
イ 水質浄化施設の適正な管理を行うための維持管理施設整備					
ウ 汚泥処理等のための処理施設整備					
エ 植栽等の環境保全施設整備					
オ 面減付加抑制のための施設整備					
カ アからオと併せ行う施設整備					
② 支援事業					
ア 水質保全に係る管理運営体制確立	50	未定	未定		
イ 施設の最適運用を行うための試験運用、流出入負荷実態の把握及び検証	50	未定	未定		
ウ 節水かんがいや濁水の流出を防止する用排水管理を普及させるための技術的指導	50	未定	未定		
エ 水質浄化に配慮した基盤整備をどうにゅうすることによる掛り増し経費の一部支弁	定額	未定	未定		
34. 地盤沈下対策事業	法令等により地下水採取の規制を受けている地域において、地盤沈下に起因して生じた機能の低下が 30%以上の農業用施設の機能を回復する工事 ・ 大規模 受益面積 400ha ・ 小規模 受益面積 20ha 農業用排水施設、農道、客土または整地	55 50	未定 44	未定 6	
35. 特定農業用管水等特別対策事業	石綿等による影響を防止するために行う農業用管水路・土地改良施設の撤去・除去及びこれと一体的に行なう農業用排水路・当該土地改良施設の変更を行なう工事。 ア 県 営 受益面積 20ha 以上 管水路の 50%以上施工 イ 団体営 受益面積 10ha 以上 管水路の 50%以上施工	50	35	15	
36. 災害復旧事業	降雨や地震など異常な天然現象により被災した農地及び農業用施設を原形に復旧する。原則として団体営事業 異常現象：最大 24 時間雨量 80 ミリ又は時間 20 ミリ 事業費：1 か所 40 万円以上 (150m以内)				
	① 災害復旧事業				
	・ 農地	県営 50 団体営 50	50 —	— 50	国費は補助率増高及び激甚指定による嵩上げがある
	耕作に供されている農地				
	・ 農業用施設	県営 65 団体営 65	35 —	— 35	
	② 災害関連事業	50	国の補助残の 1/2 以上	国の補助残の 1/2 以下	国費は激甚指定による嵩上げがある
	災害復旧の原形復旧に関連して再度災害の防止を目的とする改善工事を行う				
	ため池の堤体の嵩上げ、洪水吐の拡幅など				

事業名	採 択 基 準	負担区分			備 考
		国	県	地元	
37. 災害関連緊急地すべり対策事業	地すべり防止区域及びその周辺において、災害復旧に関連して緊急に行う (単年度) 地すべり防止工事 事業費 6百万円以上 ・ 渓流工事 ・ その他工事	2/3 50	1/3 50		
38. 鉱毒対策事業	天然ガスや塩分など自然現象による農業被害を解消するための施設整備や 客土・排土、又は希釈のためのダムや放流施設などの整備 受益面積 20ha ・ 農 地 ・ 施 設	50 50	30 45	20 5	
39. 土地改良施設維持管理適正化事業	県土連(土地改良事業団体連合会)による診断・指導を受け、5か年単位に定期的に整備補修を必要とする施設。事業費2百万円以上	30	30	40	
40. 国営造成水利施設保全対策指導事業	国営土地改良事業により造成された基幹的な農業水利施設を対象として、施設管理者と調整を図りつつ、機能診断及び予防保全基本計画の策定を行うとともに、施設管理者が行う施設の保全に関する指導・助言を国が実施。 ① 施設の長寿命化のための機能診断 ② 施設管理者に対する指導・助言	100	-	-	
41. 国営造成施設県管理費補助事業	① 都道府県が管理する国営造成施設で一定規模以上の排水機場、防潮水門、ダム及び頭首工 ② 非農地率が20パーセント以上 ③ 受益面積：おおむね3000ha以上	1/3 (40)	未定 (30)	未定 (30)	()は平成7年度以前採択
42. 基幹水利施設管理事業	① 市町村等が管理する一定規模以上の国営造成基幹水利施設及び基幹水利施設と一元管理を行う幹線用排水路 ② 非農地率が10パーセント以上 ③ 基幹水路施設管理強化計画に位置付けられた施設で、公共・公益的機能が高く適正管理が必要と認められるもの ④ 受益面積：おおむね1000ha以上(ただし、畑は300ha以上)	30	35	35	
43. 国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)	国営造成施設及びこれと一体不可分な国営付帯県営造成施設を管理する土地改良区等の管理体制整備を図るための支援活動に対する助成 ① 管理体制整備計画の策定 管理水準、管理体制、費用分担など具体的目標の設定	50	50	-	
	② 管理体制整備の推進活動 協議会の活動等を通じた地域における協議調整や合意形成	50	50	-	
	③ 管理体制の整備・強化に対する支援 多面的機能の発揮や管理の高度化を対象とした管理の実践に対する支援	50	-	50	
44. 農村環境計画策定費補助	農業農村整備事業の実施が予定されていること。 農業振興地域を主な対象として、環境に配慮した農業農村整備事業実施の基本構想である「農村環境計画」の策定を行い、農業農村整備事業の効率的かつ円滑な推進に資する	50	(50)	(50)	県営、市町村営
45. 農業農村整備事業実施計画	ほ場整備、中山間地域の資源を活用した生産基盤の整備、集落整備、田園整備、農業農村の環境の向上に資する各種事業に対応して地方公共団体等が策定する実施計画について助成する	50	(50)	(50)	県営、市町村営
46. 村づくり交付金	事業実施主体が、地域住民等の意向を踏まえ、むらづくりの目標及び客観的な指標を策定し、農業生産基盤と生活環境を総合的に整備する。 採択要件・むらづくりの目標、指標等を総合的に評価して事業を採択する。 ・ 事業完了後、目標の達成状況を客観的に評価し、公表する。 整備内容 農村振興総合整備事業とほぼ同じ	50	25	25	市町村等

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(旧元気な地域づくり交付金)については農村振興課ホームページ参照

http://www.pref.chiba.jp/nourinsui/06seibi/nousonkan/p_kouhu/index.html

事業名	採 択 基 準	負担区分			備 考
		国	県	地元	
47. 農地・水・環境保全 向上対策	<p>農村地域における農地・水・環境の良好な保全と向上を図るために、地域ぐるみで行う効果の高い共同活動並びに地域で一定のまとまりをもった先進的な営農活動を行う活動組織に対して交付金を交付する。</p> <p>① 共同活動支援交付金</p> <p>(対象農用地) 交付金の対象農用地は農振農用地</p> <p>(対象活動) 市町村と活動組織が締結する協定に基づき、一定の要件を満たす農地・水・農村環境の保全向上活動</p> <p>(対象活動組織) 農業者だけでなく一般の市民などの多様な主体が参画した活動組織であって、一定の要件を満たす活動について、関係市町村と協定の締結を行った活動組織</p> <p>(一定の要件) 千葉県農地・水・環境保全向上対策協議会が定めた活動指針について、以下の条件を満たすこと</p> <p>a. 基礎部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる活動を全て実施 <p>b. 農地・水向上活動 (誘導部分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「機能診断」と「計画策定」を全て実施 ・対象となる「実践活動」を5割以上実施 ・新たな「実践活動」を最低1項目以上実施 <p>c. 農村環境向上活動 (誘導部分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマを1つ以上設定した上で、「計画策定」、「啓発・普及」、「実践活動」各々1項目以上を実施 (計3項目以上) ・全体で4項目以上 ・新たな「実践活動」を最低1項目以上実施 <p>(支援の水準) 水田 : 4,400円/10a 畑 : 2,800円/10a 草地 : 400円/10a</p> <p>② 営農活動支援交付金</p> <p>(対象地域)</p> <p>①の共同活動支援交付金の実施地域であって、計画等に基づき地域として環境にやさしい農業に取り組む地域</p> <p>(対象活動)</p> <p>活動組織内の農業者が協定に基づき、集落等を単位として、以下のa及びbを合わせて実施する場合に支援</p> <p>a. 地域の8割以上の農業者による環境負低減に向けた取組</p> <p>b. 地域で一定のまとまりをもって、環境負荷を大幅に低減する先進的取組</p> <p>(支援の水準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農基礎活動支援 20万円/地区 ・先進的営農支援 3,000円~40,000円/10a ※作物毎に異なる 	50	25	25	